

議案第 10 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 13 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第1号中「12月に支給する場合においては100分の90」を「12月に支給する場合においては100分の95」に改め、同項第2号中「12月に支給する場合においては100分の42.5」を「12月に支給する場合においては100分の47.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の130」に改める。

同条第3項中「100分の122.5」を「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の130」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の72.5」に改める。

第16条の4第2項第1号中「6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」を「6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」を「6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の改正前の条例の規定に基づ

いて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。